

公立大学法人静岡文化芸術大学任期付教員身分等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第3号、第54条及び第55条並びに公立大学法人静岡文化芸術大学教員の任期等に関する規程（「以下「任期規程」という。」）第5条の規定に基づき、任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(教授会等との関係)

第2条 任期付教員は、教授会の構成員としない。ただし、所属する学部教授会が必要と認める場合は、任期付教員に出席を求め、その意見を聴くことができるものとする。

(給与等)

第3条 任期付教員の給与は、基本給、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、住居手当及び入試手当とする。

2 基本給は月給とし、月額 360,000 円とする。なお、第5条第1項の規定により再任された場合の基本給は、月額 390,000 円とする。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「教員給与規程」という。）第20条から第22条の規定を準用する。

4 通勤手当の額等は、教員給与規程第13条から第16条の規定を準用する。

5 採用に伴い、静岡文化芸術大学の周辺に転居する必要がある者に対して、住居手当を支給することができる。

(1) 住居手当の支給は、自ら居住するための住宅（貸間も含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料も含む。）を支払っている者を対象とする。

(2) 住居手当の額等は、教員給与規程第12条の規定を準用する。

6 入試業務に従事することを命ぜられた場合は、その従事した業務の内容、日数及び時間等に応じて入試手当を支給することができる。入試手当の支給対象となる業務内容、支給額その他入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

7 基本給、住居手当及び通勤手当は当月分を当月 20 日に支給する。また、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び入試手当は当月分を翌月の 20 日に支給する。ただし、これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

8 前項に規定する基本給、住居手当及び通勤手当については、これらの給与の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じ、又はこれらの額に変更を生じたときがその月の 20 日以降である場合には、翌月の支給日においてその差額を追給し、又は控除する。

9 給与の減額は、教員給与規程第19条の規定を準用する。

(退職手当)

第4条 退職手当は、基本給の月額に、その者が法人に最初に任期付教員として任用された日から通算した勤続期間に応じて別表により定められた交付率を乗じて得た額を支給する。

ただし、再任されたときは支給しない。

2 退職手当支給に関しては、前項に規定するほか、公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程を準用する。

(再任)

第5条 再任の可否は、当該教員の任用中の業績評価に基づき、理事長が決定する。

2 前項の業績評価に関する事項については、別に定める。

(休職等の扱い)

第6条 任期付教員は、職員就業規則に基づき、次の休職等を取得することができる。ただし、任期規程第2条に定める任期の延長はしない。

(1) 職員就業規則第14条から第17条までの規定による休職

(2) 職員就業規則第43条の規定による育児休業及び介護休業

(3) 職員就業規則第44条の規定による特別休暇

2 前項第1号及び第2号の休職等を取得した者の給与は、教員給与規程第30条、第31条（第2号を除く）及び第32条の規定を準用する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付率表

在職期間	交 付 率
2年未満	支給しない
2年	0.4
3年	0.6
4年	0.8
5年	1.0